



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q ワーク・ライフ・バランス推進のためでしょうか？育児や介護のための休みがとりやすくなると聞きました。具体的に教えて下さい。

A 「子の看護休暇・介護休暇」が時間単位で取る事ができるようになります。皆さまご存じの育児・介護休業ではなく「休暇」です。この「子の看護休暇・介護休暇」は「育児・介護休業法」の中で定められており、違いが分かりにくいので、改めて整理致しましょう。

【子の看護休暇とは】

- ・小学校就学までの子を養育する方が子供の看病等を理由に取得できる休暇のことです。予防接種や健康診断などにも使えます。
- ・1年に5日まで(子が2人以上の場合は10日まで)取得できます。
- ・半日単位で取得可能(1日の所定労働時間4時間以下の労働者は取得できない)
- ・予め就業規則に定めること。
- ・労使協定により以下の労働者を除外できる
 - ①継続して雇用された期間が6か月に満たない者
 - ②1週間の所定労働日数が2日以外の者
- ・無給で可だが、欠勤扱いにはならない。

【今回の改正ポイント】

令和3年1月1日改正

- ・半日単位⇒時間単位での取得が可能
- ・所定労働時間に係らずすべての労働者が取得可能

この改正により、1日又は半日という決められた時間以外の休暇も認められるので労働者のチョイスが広がるという考え方です。ただ、国が認めた休暇なのだから給与が出ると勘違いする労働者もいるのでそこはしっかりと説明しましょう。労働者としてのメリットは「休みやすくなる」「欠勤にならない」の2点でしょうか？

会社としても、他社と比較し優位にする方法として、取得できる子の年齢を上げるとか、有給にする方法がありますので、是非ご検討下さい。

【介護休暇とは】

- ・「要介護状態」にある対象家族の介護や世話をする為の休暇。
- ・対象となる家族は、配偶者(事実婚含む)、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫。
- ・要介護状態とは、負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態。
- ・対象家族が1人の場合は年に5日まで(対象家族が2人以上の場合は10日まで)取得できます。
- ・半日単位で取得可能

【今回の改正ポイント】

令和3年1月1日改正

- ・半日単位⇒時間単位での取得が可能

介護休暇は、通院の付き添いや介護サービスの手続きの為や、ケアマネジャーなどの短時間の打ち合わせなどに活用すると良いですね。一般的に、介護休業となると仕事に影響が大きいのですが、休暇であれば申請しやすいというメリットもあるでしょう。介護離職を防ぐためにも活用したいものです。

ここでお分かりのように、育児や介護など目的別休暇は休業よりも短い期間取得できる便利な休暇であることが特徴です。ただ、原則無給であることがネックですが、休みが取りやすい分、仕方がない面もあります。介護が長引いて、介護休業、介護離職となってしまう為にも介護休暇を活用してください。

子の看護休暇は、誰でも子の間は手がかかるものです。生まれて半年もすれば免疫がなくなるため、風邪をひいて免疫を作るのが彼らの仕事だと思います。幼稚園へ行ったりすればたちまちうつってくるのも合点がいきます。また、冒険心の強い元気な子はあちこちケガが絶えません。大きなケガをしないためにも小さなケガは本人の勉強です。将来の日本を背負う小さな子をしっかりと育てましょう。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980